

耳助
事件簿

CASE 11

三業会社設立許可不服訴訟

明治8年(1875)4月23日、東京吉原の貸座敷経営者3名が、警視庁と東京府に対し「三業会社」の設立を願い出ました。三業とは、当時官許を得て営業していた貸座敷、引手茶屋、娼妓の総称で、密淫売の禁圧など政府の施策に呼応する「会社」を設立し、東京府下でこれらに従事する者すべてに加入を義務付けることを、業者の協議を経たと称して出願したものです。東京府は即日、聞き届ける旨口達し、翌24日には、三業会社設立と営業の許可、会社未加入での営業を禁止する第20号布達を発しました。

ところが直後から、会社設立を不服とする嘆願、伺が続々と寄せられました。引手茶屋経営者109人が連

名で差し出した「不服出願」では、上記会社設立願い出について一切の協議等はなく、突然に会社設立と加入義務付けが発せられたと主張し、出願人への不信が綴られていました。しかし東京府はこの出願を一顧にせず、会社加入か転業かの決断を迫り、会社加入を拒否した業者は、三業会社営業開始の5月1日から一斉に休業して巷間の話題となりました。

嘆願が奏効しなかったことから、三業会社に反対する引手茶屋経営者3人が東京府知事を相手取り、会社設立を不服として東京上等裁判所に訴えを起こしました(出訴日・担当判事は不明)。原告は、三業会社は私立であると主張し、被告東京府は取締りを申し付けた官民混交の会

社であると主張しましたが、6月30日に言い渡された判決で裁判所は、業者間の協議を経ない出願を理由に、会社不成立と断じました。しかし判決前、大警視川路利良が上等裁判所に訴状却下を要求し、これに呼応するように東京府も判決を無視し、会社は「是迄之通」と口達するなど、行政と司法の間の一大紛議となりました。

原告は再び府知事を相手取って上等裁判所に訴え出ました。担当判事西成度が判決の不履行を問題視して「検事局」に移送することを決めると、7月17日、東京府は三業会社に代わる官立の取締会所設置を決定し、実質的に先の判決が履行されました。



西成度
(皇居三の丸尚蔵館収蔵)



川路利良
(国立国会図書館「近代日本人の肖像」より)



『民法概説』

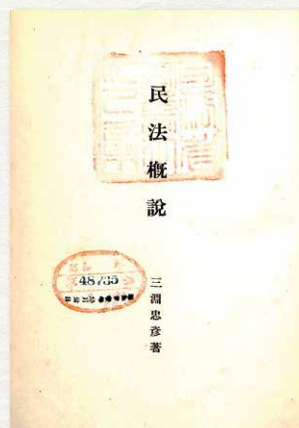
三淵忠彦著 (慶應義塾出版局、大正13年)

令和6年(2024)度前期放送のNHK連続テレビ小説「虎に翼」が人気になっています。日本初の女性弁護士・判事・裁判所長である三淵嘉子(1914-1984、武藤嘉子・和田嘉子)の人生をモデルとしたドラマですが、その中に、最高裁判所長官の著書『日常生活と民法』の改稿を主人公が手伝い、表紙に「補修」として名前が載るという場面がありました。

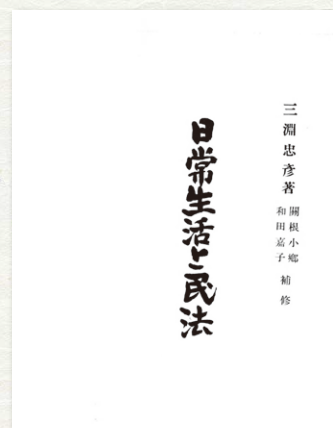
この『日常生活と民法』は、実際に刊行された書籍です。初代最高裁判所長官の三淵忠彦(1880-1950)が著したもので、もともとは大正15年(1926)に出版されていました。忠彦は、この書籍を関根小郷・和田嘉子という二人の裁判官の協力を得て、昭和25年(1950)に再刊したのです。その表紙には、(ドラマと同様に)「補修」として二人の名前が記されています。なお、和田嘉子は昭和31年に忠彦の長男乾太郎と再婚し、三淵姓になります。

さて、この『日常生活と民法』は法務図書館に収められていないのですが、忠彦が大正から昭和にかけて執筆した『民法概説』・『信託法通釈』・『信託法大意』などの複数の他の著書は、法務図書館の書庫に並んでいます。忠彦はもともと裁判官でしたが、45歳で退官して三井信託株式会社の法律顧問などを務め、戦後に67歳で最高裁判所長官となったとい

う、異色の経歴の人物でした。民法や信託法などの普及に熱心だったことが知られており、その姿勢は、『民法概説』の「自序」にもある、「法律は法律家にのみ託して置くべきではない。世間萬人が民法法典に熟することが、やがて、我々の社会生活の諧調を維持することになる」という言葉などにも表れています。



『民法概説』
(法務図書館所蔵)



『日常生活と民法』
(三淵忠彦 著 ほか、法曹会、1950。
国立国会図書館デジタルコレクション)

近代司法の担い手たち

林 頼三郎

1878-1958年

林頼三郎は、明治11年(1878)9月、旧忍藩(現在の埼玉県行田市)下級士族の四男として生まれます。高等小学校の時、家計を助けるため北埼玉郡役所で給仕の仕事をしていたところ、郡長林有章の目にとり、林家の養子となりました。

明治26年、上京して法律事務所の書生をつとめるかたわら東京法学院法律科(現在の中央大学法学部)夜間部に学び、19歳で判事検事登用試験に合格、司法官試補を経て、明治32年に東京区裁判所判事に任ぜられます。さらに、宮城・東京両控訴院判事などを歴任、明治44年には大審院検事となりました。

大正10年(1921)には、司法省刑事局長に就任、大正刑事訴訟法や陪審法などの立案・審議を主導します。大正13年からは司法次官を務めますが、昭和2年(1927)に田中義一

内閣が発足すると、あらためて大審院検事に補せられました。そこには複雑な政治的事情が絡んでいたことが想像されますが、15年以上前の役職への転官には、さすがにひどく落胆したようです。母校の先輩である花井卓蔵からは、官途を離れて弁護士となるよう勧められましたが、肅々と職務に邁進し続けたと伝えられています。そしてその努力は実を結び、昭和7年に検事総長、昭和10年には大審院長、さらに翌年司法大臣(広田弘毅内閣)と、司法の三長官を私学出身者として初めて歴任しました。

また、母校の中央大学では教壇に立ち、昭和13年には、学長となっています。終戦後は、公職追放・教職追放を受けますが、解除後には、中央大学総長となります。昭和33年に79歳で亡くなるまで、その職務にありました。